

第 1 号議案

アジアヘッドクォーター特区地域協議会 構成員の追加について

協議事項

総合特別区域法第 19 条 3 号に基づき、新規に協議会に加入する構成員について協議を行う。

また、それに伴い、アジアヘッドクォーター特区地域協議会規約の改正について協議を行う。